

令和6年度 保育施設等入所案内



※ 掲載内容は令和5年10月1日時点です。

発行後の状況で内容に変更が生じる場合がありますのでご注意ください。

発行・問合せ先 子ども家庭部保育課保育係

(住所) 〒184-8504 小金井市本町6-6-3 (電話) 042-387-9846 (直通)

(FAX) 042-386-2609 (共通のため送信した後に必ず保育課まで電話してください。)

(E-Mail) s050799@koganei-shi.jp (受付) 平日 午前8時30分から午後5時まで

X (旧Twitter)

保育課公式アカウント



目次

保育施設のあらし

1 市役所で申請を受け付ける施設	2
2 申請・利用の流れ	2
3 給付認定について	3

入所申請について

4 令和6年度に申請できる児童の年齢	7
5 令和6年4月入所の申請の流れ	7
6 令和6年5月以降の年度途中入所の申請について	9
7 募集数の公表について	9
8 出産前の仮申請	9
9 申請書類	10
10 きょうだい申請（2人以上）	12
11 市外からの利用申請	13
12 市外への利用申請	13
13 保育に当たって特別な配慮を必要とする場合	13
14 申請内容の変更について	14
15 利用調整の基準	15
16 令和6年4月入所申請と令和5年度年度途中の入所申請を同時に行う場合	17
17 特定教育・保育施設等利用不可に係る証明の再発行について	17
18 申請の取下げ・辞退	17

入園後について

19 転園申請について	19
20 家庭状況に変更があった場合	19
21 利用開始後の継続利用手続き	19
22 退園する場合	19
23 在園していて市外へ転出する場合	19
24 利用者負担額（保育料）	20
25 その他の費用	24

目次

よくある質問

Q&A

25

その他

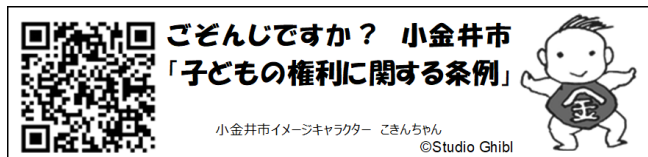
26 土曜日の保育	31
27 生活保護世帯の場合	31
28 福祉オンブズマン制度	31
29 認可外保育施設を利用する方への給付金額（施設等利用給付）について	32
30 今後の公立保育園の運営について	32
31 昨年度保育施設利用申請にかかる申請・決定状況について	33

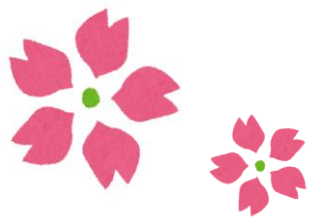
保育施設紹介

32 特定保育施設	36
33 認定こども園	37
34 特定地域型保育事業	37
35 一時保育	38
施設紹介	39~92
36 認可外保育施設	93
認証保育所	93
企業主導型保育事業	94
家庭福祉員（保育ママ）	95
37 病児・病後児保育事業	96

申請書類

各種申請書類	98~127
申請書記入例	128~133
38 市内保育施設（事業者）マップ	135~136





保育施設のあらかまし

1 市役所で申請を受け付ける施設

市役所で申請を受け付ける保育施設（事業者）は以下の施設になります。認可外保育施設や幼稚園等については、施設への直接申し込みとなりますのでご注意ください。

- (1) 特定保育施設（認可保育所）
保護者が仕事や病気等の理由のために、家庭で保育をすることが困難なお子さんを集団で保育する施設。
- (2) 認定こども園（保育部分）
保護者が仕事や病気等の理由のために、家庭で保育をすることが困難なお子さんを集団で保育する施設。幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、3歳児以上のお子様は教育と保育のどちらも受けることができる。
- (3) 小規模保育事業
保護者が仕事や病気等の理由のために、家庭で保育をすることが困難な0歳～2歳のお子さんを最大19人まで保育する施設。
- (4) 家庭的保育事業者
保護者が仕事や病気等の理由のために、家庭で保育をすることが困難な0歳～2歳のお子さんを最大5人まで保育する施設。※保育時間は保育短時間のみ。

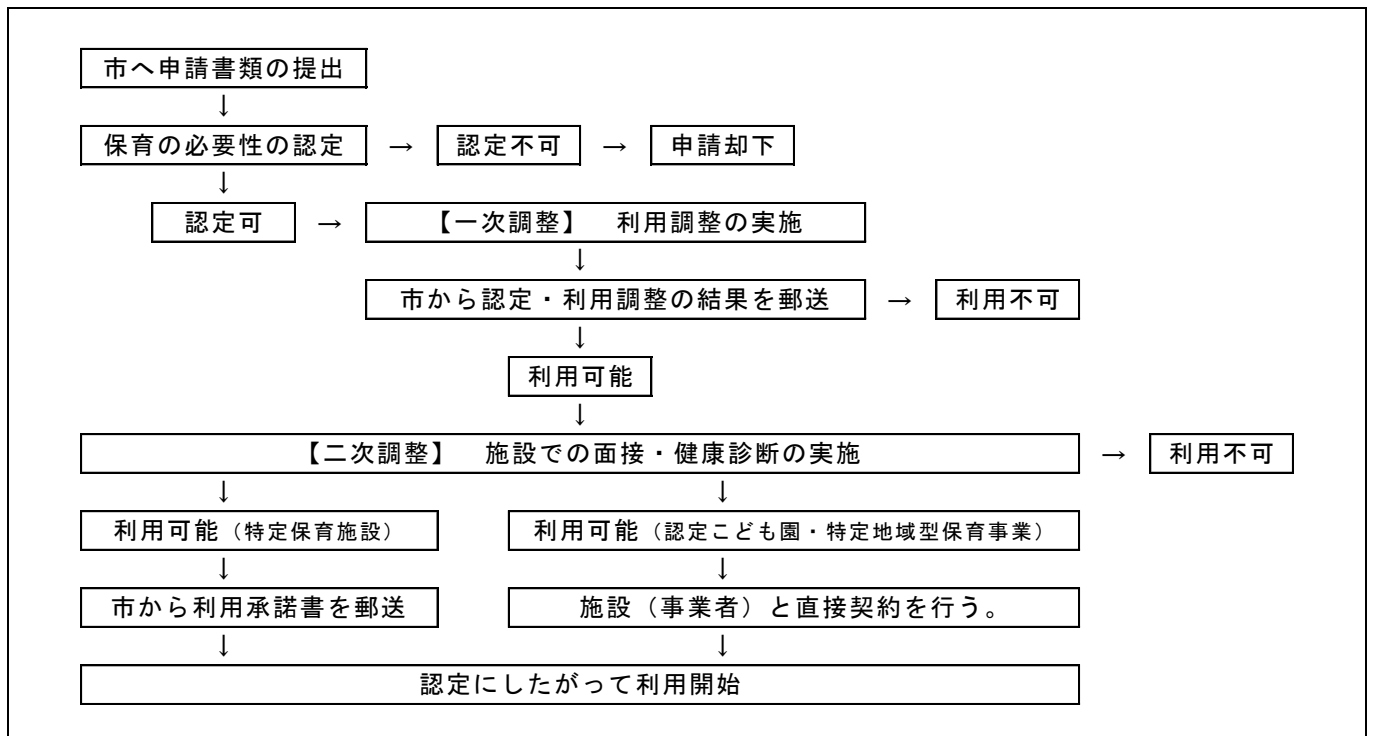
◆よい保育施設の選び方（東京都版）

（右記の二次元コードを読み取ってください。）



2 申請・利用の流れ

申請・利用の大まかな流れは下図のとおりとなります。



3 給付認定について

保育施設等を利用したい場合、所在地自治体に申請し、教育・保育給付認定を受ける必要があります。

(1) 給付認定区分

保育施設での保育を希望される場合の保育認定（2号・3号認定）は、「保育を必要とする事由」と「保育の必要量」から認定いたします。

教育・保育給付 認定区分		対象年齢	対象施設
1号認定	教育標準時間	満3歳以上	幼稚園（新制度移行園）・認定こども園（教育部分）
2号認定	保育標準時間		保育所・認定こども園（保育部分）
3号認定	保育短時間	満3歳未満	保育所・認定こども園（保育部分）、特定地域型保育

※ 認証保育所、保育室、家庭福祉員、新制度に移行していない私立幼稚園等は、各施設に直接お申し込みいただくこととなります。これらの施設のみを利用希望される場合、教育・保育給付の認定は必要ありませんが、利用料金への助成（施設等利用給付）を受ける場合は、施設等利用給付認定のお手続きが必要となる場合があります。

(2) 1号認定について

新制度へ移行した幼稚園、又は認定こども園の教育部分の利用のみ希望し、保育施設（事業者）の利用を希望しない場合には、「教育・保育給付認定の1号認定」の申請が必要です。1号認定は、施設に利用申請書を提出し、入園が決定後、施設を通じて、市に申請をすることとなりますので、まずは施設にお問合せください。（※市内施設をご利用になる場合です。市外教育施設の利用を希望される場合には事前に施設・保育課にご相談ください。）

(3) 2号・3号認定について（保育を必要とする事由）

2号・3号認定（保育を必要とする認定）を受けるためには、下記の①～⑩の保育の必要性の認定基準の要件のいずれかに、保護者のいずれかが該当している必要があります。

<保育の必要性の認定基準の要件と保育時間・認定期間について> ※希望されても、認定されない場合があります。

要件	保育標準時間	保育短時間	認定可能期間
①月48時間以上の就労	月120時間以上	月48時間以上120時間未満	状況による
②妊娠・出産	○	(希望すれば可能※)	最長5か月 (出産月と出産月前後2か月)
③疾病・障害	○	(希望すれば可能※)	状況による
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護	状況による		状況による
⑤災害復旧	○	(希望すれば可能※)	状況による
⑥求職活動（起業準備を含む）	○	(希望すれば可能※)	最長3か月程度
⑦就学（職業訓練校における職業訓練を含む）	状況による		状況による
⑧虐待やDVのおそれがあること	状況による		状況による
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	○	(希望すれば可能※)	状況による
⑩その他、①～⑨に類する状態として市が認める場合	状況による		状況による

また、上記要件・程度等により、保育の必要量についても保育標準時間が保育短時間、いずれかの認定を受けることとなります。

実際の園での預かり時間は、認定された保育時間の範囲内で、保護者の状況を踏まえ、入園された園と保護者との調整によって決まります。

→ (例) 保育標準時間と保育短時間のイメージ

保育標準時間			保育短時間		
保育施設（事業者）の開所時間			保育施設（事業者）の開所時間		
	施設の定める11時間			施設の定める8時間	
延長料金	月額保育料で利用可能	延長料金	延長料金	月額保育料で利用可能	延長料金

※ 家庭的保育事業者は保育短時間のみの施設になりますので、保育標準時間認定の対象者でも、保育短時間の認定を受けての施設利用となります。

→ (例) 「①月48時間以上の就労」を理由とする場合の基準

保育標準時間	フルタイム就労を想定した利用時間（1日最長11時間が月額料金により利用可能） 1日およそ6時間以上、月120時間以上就労している場合に認定。 1日の利用時間が施設の定める11時間を越える場合、延長料金が発生します。
保育短時間	パートタイム就労を想定した利用時間（1日最長8時間が月額料金により利用可能） 1日およそ6時間未満、月120時間未満就労している場合に認定。 1日の利用時間が施設の定める8時間を越える場合、延長料金が発生します。


(4) 施設等利用給付認定について

幼稚園や認可外保育施設等を利用する場合に、無償化の給付を受けるために必要な認定です。

施設等利用給付 認定区分	保育の 必要性	対象	対象施設
新1号認定		3～5歳児クラス	幼稚園（新制度未移行園）・特別支援学校等
新2号認定	○	3～5歳児クラス	認可外保育施設、幼稚園（預かり部分）、一時預かり事業、ファミ
新3号認定※	○	0～2歳児クラス	リーサポートセンター、病児保育事業

※ 3号認定対象者は、保護者のいずれも保育の必要性があり、市区町村民税非課税世帯となります。

詳しい施設等利用給付のお手続きについては、
 保育課へお問い合わせいただくか市HPをご確認ください。
 （右記の二次元コードを読み取ってください。）



毎月の入所情報をX（旧 Twitter）で
随時更新しています！
ぜひ登録してね！





入所申請について



4 令和6年度に申請できる児童の年齢

クラス年齢	生年月日
0歳クラス	令和5(2023)年4月2日～令和7(2025)年1月3日 ※ 令和6(2024)年4月2日～令和7(2025)年4月1日生まれは令和7年度も0歳クラス
1歳クラス	令和4(2022)年4月2日～令和5(2023)年4月1日
2歳クラス	令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日
3歳クラス	令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日
4歳クラス	平成31(2019)年4月2日～令和2(2020)年4月1日
5歳クラス	平成30(2018)年4月2日～平成31(2019)年4月1日

※ 0歳児の施設利用は生後57日目から可能となります。(生まれた日は0日目です。)

【各入所月に対する利用可能な出生日】

R6年4月	R6年5月	R6年6月	R6年7月	R6年8月	R6年9月
2/4までに出生	3/5までに出生	4/5までに出生	5/5までに出生	6/5までに出生	7/6までに出生
R6年10月	R6年11月	R6年12月	R7年1月	R7年2月	R7年3月
8/5までに出生	9/5までに出生	10/5までに出生	11/5までに出生	12/6までに出生	1/3までに出生

※ 4月入所の一次募集に限り、出産前の仮申請ができます(9ページ参照)。

5 令和6年4月入所の申請の流れ

(1) 一次募集受付期間について

申請受付期間	申請方法
令和5年10月16日(月曜) ～11月7日(火曜) 午後5時まで(保育課必着)	<p><提出方法> 郵送または電子申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小金井市役所第二庁舎1階エントランスホールに入所申請書類受付ポストを設置しますので、そちらにご提出いただくことも可能です。 ● 申請受付後、受け付けの確認及び不足の書類(不足の書類がある場合)についてご案内を送付します。送付まで1週間程度かかるため、早めのご提出を推奨いたします。 <p><郵送先></p> <p>〒184-8504 東京都小金井市本町6丁目6番3号 小金井市役所 子ども家庭部保育課保育係 宛</p>

※ 募集数等は令和5年10月11日に市報及び市HPにてお知らせいたします。

※ 上記期間以外での申請は受付いたしませんので、期間内に申請を行ってください。

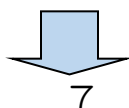
(2) 変更及び不足書類の提出期限について

提出期限	申請方法・受付場所
令和5年11月21日(火曜) 午後5時まで(保育課必着)	<p><提出方法> 郵送または電子申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 入所申請書類受付ポストに提出も可能です。 ● 郵送先は申請時と同様です。

※ 「希望施設変更申請書」の提出もこの期間までとなります。

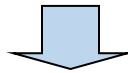
※ 電子メールやFAXでの提出は受付に関してトラブルの原因となるため一切受付いたしません。

仮に送信された場合でも、市ではメールの受付や返信は行いません。



(3) 一次募集の結果通知について

結果通知日	通知方法
令和6年1月末 ※ 詳細は市HPでお知らせします。	郵送（予定） ※ 電話での問合せはお答えできません。



(4) 一次募集の辞退及び繰上げについて

やむを得ず辞退される場合は、早急に保育課で辞退の手続きを行ってください。

令和6年2月2日（金曜）までの辞退による空きについては、一次募集の待機者から繰上げを行います。ただし、繰上げ募集するかどうかは受け入れる園の判断によります。繰上げによる内定の連絡は、電話連絡となります。

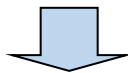
また、辞退された場合、同年度中の申請には「内定辞退 -10」が該当しますので、ご承知おきください。



(5) 二次募集について（一次募集の結果、空きが生じた場合のみ実施）

提出期限	申請方法・受付場所
【予定】令和6年2月1日（木曜）～ 令和6年2月15日（木曜）午後5時まで （保育課必着）	<提出方法> 郵送または電子申請 ・入所申請書類受付ポストに提出も可能です。 ・郵送先は申請時と同様です。

※ 募集数等は2月1日（木曜）に市HPにてお知らせします。なお、こちらでお知らせするのは、一次募集の辞退分を含まない人数となります。一次募集繰上選考終了後の募集人数につきましては、集計が整い次第お知らせいたします。



(6) 二次募集の変更及び不足書類の提出期限について

提出期限	申請方法・受付場所
【予定】令和6年2月22日（木曜）午後5時まで（保育課必着）	<提出方法> 郵送または電子申請 ・入所申請書類受付ポストに提出も可能です。 ・郵送先は申請時と同様です。



(7) 二次募集の結果通知について

結果連絡日	通知方法
令和6年3月上旬から随時 ※ 詳細は市HPでお知らせします。	内定者へは電話、非内定者へは郵送（予定） ※ 電話での問合せはお答えできません。

電子申請について

電子申請は、マイナンバーカードを使用したオンライン手続きです。（一部手続きはマイナンバーカード不要）
電子申請が可能な手続きを行うにあたってご準備いただくものなど、詳細は市ホームページをご覧ください。（右記の二次元コードを読み取ってください。）

（電子申請が可能な手続き例）

- ・保育施設等入所申請
- ・変更及び不足書類の提出



6 令和6年5月以降の年度途中入所の申請について

郵送または電子申請（各締切日午後5時までに市保育課**必着**）のみです。FAX・電子メールでの申請は受付できません。

入所希望月	申請受付期間	入所希望月	申請受付期間	入所希望月	申請受付期間
R6.5	4/1(月)~4/10(水)	R6.9	7/11(木)~8/9(金)	R7.1	11/11(月)~12/10(水)
R6.6	4/11(木)~5/10(金)	R6.10	8/13(水)~9/10(水)	R7.2	12/11(水)~1/10(金)
R6.7	5/13(月)~6/10(月)	R6.11	9/11(水)~10/10(木)	R7.3※	1/13(月)~2/10(月)
R6.8	6/11(水)~7/10(水)	R6.12	10/11(金)~11/8(金)		

※ R7.3の入所に優先して、R7.4の入所の利用調整を行います。

結果の通知方法については、内定者へは電話、非内定者へは郵送を予定しております。

申請は年度内（令和7年3月入所まで）有効となり、自動的に翌月の利用調整の対象となりますので、再度の申請は不要です。（申請内容に変更があった場合は、必要書類を提出してください。P.14 参照）

翌月以降の利用調整の対象となった場合は、内定となった場合にのみご連絡いたします。

令和7年度4月入所の申請を希望する場合は再度申請が必要となります。

7 募集数の公表について

入所希望時期	公表時期	公表方法
令和6年4月入所（一次募集）	令和5年10月11日（水）	市ホームページ及び市報
令和6年4月入所（二次募集）	令和6年2月1日（木）	市ホームページ
令和6年5月入所～令和7年3月入所	入所希望月の前月1日頃	市ホームページ

※募集数については、在園児の退園や転園等の状況により変動する可能性があります。

8 出産前の仮申請 ※ 出生後のお手続きは窓口受付のみとなりますので、ご注意ください。

4月入所一次募集の申請のみ、出生前に申請をすることが可能です。（以下、「仮申請」という。）

仮申請が出来るのは、令和6年2月23日（金曜）までの出産予定日の方に限ります。必要書類を確認の上、一次募集締切日までにご申請ください。（児童の氏名、生年月日、性別については、空欄のままご提出ください。）

申請は仮のものとしてお預かりしますので、令和6年2月4日（日曜）までに生まれた場合は、令和6年2月5日（月曜）午後1時までに市役所保育課に電話連絡の上、窓口にお越しいただき、児童の氏名、生年月日、性別を記入するお手続きを行ってください。仮申請を行い、内定が出ている場合でも、出生が遅くなり、令和6年2月5日（月曜）以降に出生した場合は、令和6年4月入所はできません。出生後に保育課でお手続きを行っていただいた後、出生日に応じた入所可能月から利用調整の対象となります。

出生後のお手続きを行わないまま、令和6年5月入所申請締切日（4月10日）を迎えた場合には、仮申請は無効扱いとなり、引き続き入所を希望する場合は再申請が必要となります。

9 申請書類 ※次のページにもご案内がございますので、ご確認ください。

(1) 共通書類（全員が提出する書類）

No.	書類名	郵送申請の場合	電子申請の場合
①	提出書類確認票（99 ページ）	必要	不要
②	教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申請書 （100、101 ページ、両面印刷）	必要	フォーム入力
③	児童状況申告書（102 ページ）	必要	フォーム入力
④	重要事項確認書（103 ページ）	必要	フォーム入力
⑤	個人番号（マイナンバー）関係書類貼付台紙（104 ページ）	必要	不要
⑥	返信用封筒（返送先住所、氏名を記載したもの、切手は不要）	必要 ※市外から申請の場合は不要	不要

※ 書類に不足や不備がある場合には、申請が無効となる場合がありますので、ご注意ください。また、申請書の提出後、申請した内容に変更がある場合は、変更後の状況を申請いただく必要がありますので、保育課までご相談ください。

※ ②③は申請する児童ごとに1部ずつ必要です。①④⑤⑥は世帯で1部の提出です。

※ 市外から申請される方は、P.13 **11 市外からの利用申請**をご確認ください。

(2) 保育の必要性を証明する書類（保護者それぞれの書類が必要です。）

要件		必要書類
月48時間 以上の就労	自営以外の方	・就労証明書（106 ページ）※勤務先に記入をしていただきます。
	自営業の方	・就労証明書（106 ページ） ・就労状況申告書（107 ページ） ・自営業の就労内容を証明できる書類の写し （例）登記簿謄本、開業届、営業許可書、請負契約書、受注票、事業所の賃貸契約書 などの写し
	就労内定の方 又は自営業を開始する予定の方	・就労証明書（106 ページ） ※勤務先に記入をしていただきます。 ※自営業を開始する予定の方は自営業の就労内容を証明できる書類の写しを併せてご提出ください。
妊娠・出産 出産前の仮申請を行う場合		・母子手帳の写し（表紙と出産予定日の記載のあるページ） ・妊娠・出産での利用申請にかかる確認書（117 ページ）
疾病		・疾病・障がい、介護等申告書（112、113 ページ） ・疾病・障がい・介護等申告に係る診断書（114 ページ）
障害		・疾病・障がい、介護等申告書（112、113 ページ） ・申告内容を証明できる書類（例）各種手帳の写し、診断書
同居又は長期入院等をしている 親族の介護・看護		・疾病・障がい、介護等申告書（112、113 ページ） ・申告内容を証明できる書類 （例）介護保険被保険者証の写し（被看護・被介護者のもの）、診断書、各種手帳の写し、直近3か月以内の通院時の領収書の写し など
災害復旧		・災害復旧状況等申告書（118、119 ページ） ・罹災証明書等の写し など ※個別に保育課にご相談ください。
求職活動（自営の起業準備含む）		・求職活動（起業準備）申告書（108 ページ）
就学（予定を含む）		・就学証明書（120 ページ）

【注意事項】

※ 電子申請の場合、pdf や jpeg データとして添付いただきます。

※ 保育の必要性を証明する書類は発行日から3か月以内に提出されたものが有効となります。（登記簿謄本の写し、母子手帳等の写しなどを除きます。）また、発行年月日など記載内容に不備があり内容の確認ができない場合は、書類が無効となります。

※ 上記の複数の要件に該当し、調整指数表（世帯）の複数類型に該当する可能性がある場合は、それぞれ証明する書類を提出してください。

※ 上記における自営業とは、保護者自身が代表者である場合だけでなく、申請児童の3親等以内の親族が代表者である場合も含まれます。

※ 申請時の保育の必要性の状況は入所した後も継続するものとして利用調整を行います。入所時点で状況が変わる場合は、入所時点の状況に合わせた書類を提出してください。

(3) 保護者等の状況により必要となる書類（★印のものについては、発行から3か月以内に提出されたものが有効です。）

状況	必要書類
基準日時点で、ひとり親世帯である ※ 内縁関係、同棲関係、離婚後同居している等の場合には、右記書類が提出されても、ひとり親世帯とは認められません。	ひとり親世帯であることを証明する書類 (例) ★戸籍全部事項証明書、児童扶養手当証書、児童育成手当認定通知書、ひとり親家庭等医療費助成医療証 などの写し(1点)
基準日時点で、生活保護世帯である	★生活保護受給証明書
申請時点で就労していないが、入園希望月中の就労開始が内定している	★就労証明書(106ページ) ※ 申請時と同一の内定先で就労を開始した証明として、就労開始日から2週間以内に、就労が開始されたことが確認できる就労証明書及び就労開始日から2か月以内に、就労実績が記載された就労証明書を提出してください。
基準日時点において、申請児童に係る産休又は育休を取得している	★育児休業(産前産後休業)取得証明書(109ページ) ※ ただし就労証明書に産休等の期間が記載されている場合は、提出は不要です。
基準日時点で、就労先に在籍しているが、休職中である	★就労証明書(106ページ)(休職の期間と理由が記載されていること)
市外認可保育施設に在園しており、在園可能期間に制限がある場合	自治体から発行された、在園可能期間に制限がある旨が記載された書類の写しを提出してください。
申請児童が、認可外保育施設及び幼児保連携型認定こども園を利用や契約している	★保育受託証明書(115ページ) ※ ただし小金井市内の認証保育所に在籍の場合は、提出は不要です。
申請月の前月から起算した直近3か月において、定期利用(一時)保育(直近3か月のうちいずれかの月で最低月12日以上)を利用していることが証明できる場合	・定期利用(一時)保育申告書(116ページ) ・直近3か月のうちいずれかの月で、最低月12日以上利用したことを証明できる領収書の写し ※ 直近0か月は、提出月の前月から数えます。 (直近3か月=10月に申請書等を提出→9月分、8月分、7月分) ※ 領収書の提出がない場合は、利用日として認められません。
保護者が保育士又は幼稚園教諭であり、いずれかに当てはまる場合 ① 育休・産休を終了しその職に復帰予定 ② その職としての就労内定が証明できる ③ 申請児童が市内特定地域型保育事業以外の保育施設の最終年齢クラスを卒園し、引き続き市内の特定教育・保育施設の利用を申し込む場合	・保育士証の写し ・幼稚園教諭免許状の写し
育児休業の延長を希望する申し出をする場合	・育児休業延長に関する申告書(111ページ) ※ 調整指数表の「育休延長」を適用することを希望する場合、ご提出ください。
令和5年1月1日時点で、保護者の住民票が小金井市以外の自治体であった	★令和5年1月1日に住民票があった自治体発行の令和5年度課税証明書(非課税証明書) ※ 住民票が小金井市になかった保護者分のみ ※ 非課税世帯で申請児童の祖父母等と同居している場合は、祖父母分が必要となる場合がありますので、保育課までご相談ください。
令和5年1月1日時点で海外に住んでおり、日本で課税されていない	・年間収入申告書(123ページ) 個別に保育課にご相談ください。
令和6年4月入所において令和6年1月入所から令和6年3月入所の申請も同時に希望する場合	・教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申請書(令和5年度様式) ・就労要件で申請をされる方は、令和5年度の「就労証明書」の実績6カ月の欄のみ記載いただいたもの(自営業を除き、勤務先が記入) ※ 詳しくは、P.1716 <u>令和6年度4月入所と令和5年度途中の入所申請を同時に行う場合</u> をご確認ください。

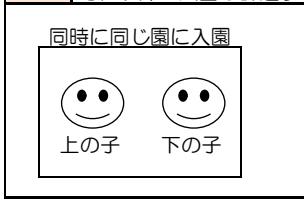
※電子申請の場合、pdf や jpeg データとして添付いただきます。

※基準日は、4月1日入所に係る利用申請の場合は同年1月1日、年度途中入所に係る利用申請の場合は入所予定日の属する月の前月の1日です。

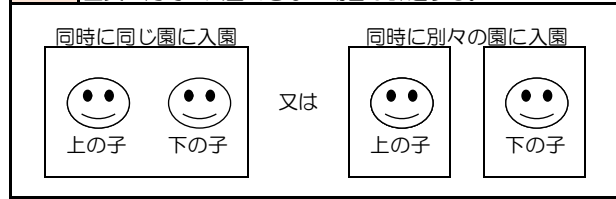
10 きょうだい申請（2人以上）

きょうだい2人以上を同時に申請する場合、お子様ごとに、他のきょうだいの入園状況を踏まえた入園の意向を事前にご選択いただく必要があります。以下の図を参考に、申請児童の入園に係る意向を選択肢A～Cのうちから1つ選択し、申請書にご記入ください。なお、きょうだいで別々の選択肢を選択することが可能です。

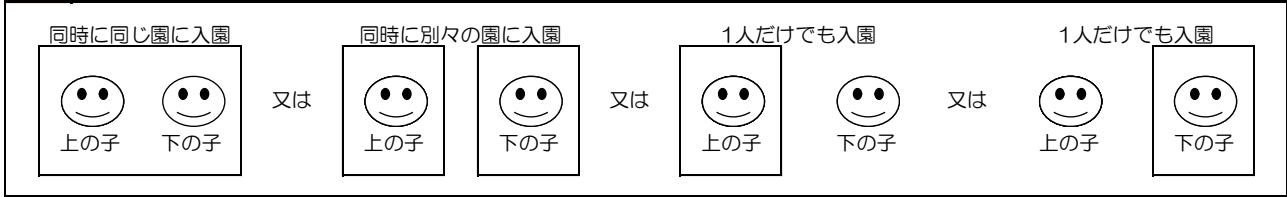
A 全員が同時に同じ施設に入園できる場合のみ希望する。それ以外に入園は辞退する。



B 全員が同時に入園できれば別々の施設でも希望する。全員が同時に入園できない場合は辞退する。



C きょうだいのうち1人だけの入園でも希望する。就労要件で入園する場合は、復職しなければならないことを理解した上で、入園できなかった児童は入園できるまで待つ。



【Aの注意点】 同時に同じ園に入園できない場合、申請児童は利用不可となります。

【Bの注意点】 きょうだいのうち1人でも利用不可となった場合、申請児童も利用不可となります。

【Cの注意点】 きょうだいのうち1人でも利用を開始した場合、保護者が申請児童以外の児童の育児休業を取得していたとしても、利用開始月中にその育児休業を明けて、就労を開始していただくこととなります。

B又はCを選択する方は以下もご覧ください（①②のどちらを選ばれても内定の出やすさに変わりはありません。）。



①きょうだいが同じ施設に同時に入園できる場合は、希望順位が低い施設でも、同じ施設になることを優先する。

希望順位	上の子	下の子
1	A保育園	A保育園
2	B保育園	B保育園
3	C保育園	C保育園
4	D保育園	D保育園
5	E保育園	E保育園

○のついている園が利用可能園

← 入園優先 →

Bを選択し①を優先する方 → B-1も☑
Cを選択し①を優先する方 → C-1も☑

②きょうだい別々でも、それぞれの希望順位が高い施設の入園を優先する。

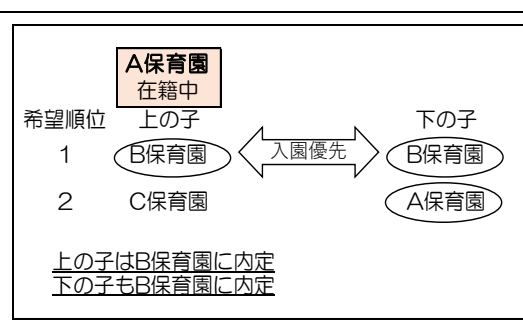
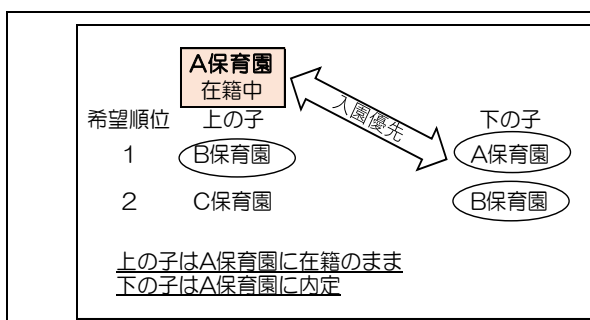
希望順位	上の子	下の子
1	A保育園	A保育園
2	B保育園	B保育園
3	C保育園	C保育園
4	D保育園	D保育園
5	E保育園	E保育園

○のついている園が利用可能園

← 入園優先 →

Bを選択し②を優先する方 → B-2も☑
Cを選択し②を優先する方 → C-2も☑

※ 同時に申請するきょうだいのどちらかが既に市内認可保育施設に在園している場合（転園申請）、きょうだいか在籍している園も加味し、希望順位とします。



11 市外からの利用申請

申請時点で児童の住民票が小金井市にない場合、下記(1)(2)のとおりとなります。申請書の提出先は、原則、申請時点で住民票がある自治体の保育所管部署となりますが、自治体により取り扱いが異なりますので、詳しくは住民票がある自治体へご確認ください。

(1) 利用開始月の前月末日までに転入する場合

以下、AとBの要件を満たす場合に限り、市民と同様に扱い、選考を行います。他市の保育施設との併願は認めていません。利用開始が決定した場合、利用開始月の前月末日までに転入手続きを行い、小金井市役所保育課窓口にて手続きを行って下さい。

A 下記の書類の提出が締切日までにできること。

＜申請書等とは別に提出いただく書類 ①～③＞

- ① 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（利用開始月の前月末日までの引渡し日等が明記されているもの）
- ② 管外申請確認書（121 ページ）
- ③ 転入誓約書（122 ページ）

B 利用開始月の前月末日までに住民票を小金井市に移すこと。

※ 転入を予定して申し込む場合で売買契約書又は賃貸借契約書の写しを一次募集受付期間に提出できない場合、一次募集の受付期間にお申込みをいただいた方に限り、売買契約書又は賃貸借契約書の写しを令和6年1月10日（水曜）までにご提出いただければ、申請は有効です。ただし、令和6年1月10日（水曜）までに提出できない場合、申請は無効となります。

(2) 転入しない場合

令和6年4月入所の二次募集以降、受付を行います。小金井市民の選考を行った結果、定員に空きが出た場合にのみ選考の対象となります。（全クラス年齢対象）

12 市外への利用申請

申請時点で児童の住民票が小金井市にあり、小金井市以外の自治体にある保育施設等の利用申請を行う場合は、施設の所在地の自治体により、受け付けるクラス年齢、申請方法、必要書類などが異なりますので、詳しくは施設が所在する自治体へご確認ください。

申請窓口	小金井市保育課（原則、窓口受付） ※ただし、直接申請を受け付けている自治体もございますので、詳しくは施設が所在する自治体へご確認ください。
申請期限	施設が所在する自治体の締切日の1週間前まで
申請書類	施設が所在する自治体が指定する書類

※申請期限を過ぎた場合や、書類に不備がある場合は、締切日に間に合わないことがありますので、ご注意ください。

13 保育に当たって特別な配慮を必要とする場合

各保育施設（事業者）により、職員体制や保育の対応は異なります。児童の状況（疾病・障がいの有無、アレルギー等の有無、発達の状況など）によっては、一次調整（書類確認）で利用可能となった場合でも、二次調整（園での面談・健診）において保育が困難と判断され、利用不可となる場合があります。

申請書の提出前に、希望する施設（事業者）へ児童と一緒に見学・相談を済ませ、その園での集団保育が可能と確認をした上で申請を行っていただきますようお願いいたします。また、児童の受入の際には、健常児保育枠でも受入が可能なのか、特別支援保育枠でないか受入が出来ないのかも、施設（事業者）に確認したうえで申請を行ってください。（同一園を健常児枠と特別支援保育枠とで併願することはできません。）

なお、申請時点で症状等が発現していない・診断名がないとしても、成長過程で発現・診断が確定する場合がありますので、ご心配な場合は、申請前にかかりつけの医師や希望する施設（事業者）に相談や確認を行っていただくことをおすすめします。

<特別支援保育（障がい児保育）について>

- クラスに保育士や看護師等を多く配置して、障がいや配慮が必要であるが集団保育が可能な児童に限り受け入れる、特別支援保育枠を設けています。
- ※ ただし、保育園では、専門的な療法による治療や医療行為（与薬等）等を行いませんのでご注意ください。
- 特別支援保育は募集枠に限りがありますので、空き状況によっては募集がないクラス年齢があります。
- 申請児童に障害者手帳の明確な発行予定がある場合や既に発行されている場合、障がいや配慮が必要であることについて医師から診断されている場合、又は将来的に障がいが発現する若しくは配慮が必要となる可能性が高い場合には、健常児保育枠への申請を受け付けることはできません（施設（事業者）と事前に確認をし、健常児保育枠での受入が可能と回答された場合を除く）。
- 申請の際に、特別支援保育以外で申請されていた場合に、一次調整（書類確認）で利用可能となった場合でも、二次調整（園での面談・健診）の面接・健康診断により、その園において集団保育ができないと判断された場合には利用不可となります。ご心配な点がある場合には、必ずご希望される施設（事業者）にお子さまと一緒にご見学・ご相談等をしていただき、申請を行ってください。
- 公立保育園の特別支援保育の申請（受け入れ対象児童年齢は3歳クラス以上）を希望される場合には、「調査票（市様式）」をご提出いただき、**集団保育が可能かどうか**を判定する会議を行います。調査票につきましては、申請をいただいた後に市より案内をいたします。**可能と判断された場合のみ**利用調整を行います。**集団保育が難しいと判断された場合**、利用調整は行われずに入所不可となります。また、集団保育が可能であっても、利用調整の結果、利用不可となる場合があります。
- 私立保育園の特別支援保育の申請を希望される場合は、上記の注意のとおり、募集している園に受け入れ対象児童年齢やお子様の状況等を相談・確認の上、申請を行ってください。二次調整（園での面談・健診）において、園により集団保育ができないと判断された場合は利用不可となります。

14 申請内容の変更等について

ご家庭の状況が変わった場合や保護者の方の保育の必要性の事由（労働・就学等）に変更が生じた場合は、別途該当事由の証明書類の提出が必要になります。

（例）

変更内容	該当書類	変更内容	該当書類
就労先が変わった（転職） →	就労証明書	結婚した →	配偶者の保育の必要性を証明する書類
求職していたが就労が決まった →	就労証明書 （その後） 就労開始日から2か月以内に就労実績が記載された就労証明書	離婚した →	ひとり親世帯を証明する書類（戸籍謄本等）
就労内定先で就労を開始した →	就労証明書 （その後） ① 就労開始日から2週間以内に就労証明書 ② 就労開始日から2か月以内に就労実績が記載された就労証明書	勤務先を退職し求職活動をする →	求職活動（起業準備）申告書
雇用契約期間を延長した →	契約更新書類の写し	定期利用（一時）保育を直近3か月のうちいずれかの月で12日以上の利用をした →	・定期利用保育申告書 ・12日以上の利用をした月の領収書
育児休業から復職した →	育児休業終了証明書	入園の意思がなくなった →	保育施設（事業者）利用調整結果辞退・申込み取下げ届
育児休業を延長した →	育児休業取得証明書		

保育施設等の利用・申請は支給認定証が有効であることが前提となります。支給認定証の有効期限を経過した場合には利用調整を行うことができないこととなりますので、有効期限内に必ず更新手続きを行っていただきますようお願いいたします。

15 利用調整の基準 (小金井市保育の実施に関する規則より抜粋)

保育の実施基準指数表 (保護者)

保護者の状況			
類型	細目	保育の実施基準指数	
就労 (自営を含む。)	月間の就労時間が150時間以上	100	
	月間の就労時間が140時間以上150時間未満	95	
	月間の就労時間が130時間以上140時間未満	90	
	月間の就労時間が120時間以上130時間未満	85	
	月間の就労時間が110時間以上120時間未満	80	
	月間の就労時間が100時間以上110時間未満	75	
	月間の就労時間が70時間以上100時間未満	70	
就労内定	入所希望月末日までの就労が内定している場合は、就労に準ずる。 ※就労開始日から2週間以内に、就労が開始されたことが確認できる就労証明書及び就労開始日から2か月以内に、就労実績が記載された就労証明書を提出できない場合を除く。	65-100	
	保護者のいずれか一方が死亡、離別、行方不明、拘禁又は離婚を前提とした別居など	100	
不存	保護者のいずれか一方が死亡、離別、行方不明、拘禁又は離婚を前提とした別居など	100	
妊娠・出産	入所希望月初日が出産月の前後2か月以内	80	
疾病	診断書により、保育に当たることが著しく困難であると認められた場合	100	
	診断書により、保育に当たることが部分的に困難であると認められた場合	85	
	上記以外で、居宅内療養を常態	60	
障害	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度又は精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者	100	
	身体障害者手帳3級(視覚、聴覚、体幹機能障害)、愛の手帳3度又は精神障害者保健福祉手帳3級所持者	90	
	身体障害者手帳3級(視覚、聴覚、体幹機能障害以外)所持者	80	
	上記以外の手帳所持者	70	
介護・看護	週5日以上	かつ 1日7時間以上の介護等	100
		かつ 1日6時間以上7時間未満の介護等	95
		かつ 1日5時間以上6時間未満の介護等	90
		かつ 1日4時間以上5時間未満の介護等	85
		かつ 1日3時間以上4時間未満の介護等	80
	週4日	かつ 1日7時間以上の介護等	95
		かつ 1日6時間以上7時間未満の介護等	90
		かつ 1日5時間以上6時間未満の介護等	85
		かつ 1日4時間以上5時間未満の介護等	80
	週3日	かつ 1日7時間以上の介護等	90
		かつ 1日6時間以上7時間未満の介護等	85
		かつ 1日5時間以上6時間未満の介護等	80
		かつ 1日4時間以上5時間未満の介護等	75
上記以外で、月48時間以上の介護等を行っている場合		65	
就学	国・都道府県・市町村設置の職業訓練施設又はこれに準ずる通所施設に通所している場合	100	
	学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校等に通学している場合	100	
	上記以外の学校等に通学している場合(通信教育を含む。)	70	
	申請時点で、入所希望月中の就学の開始が確定していないが、受験票の写しなどで就学手続中であることが証明できる場合	65	
求職	求職活動中(起業準備を含む。)	50	
災害	災害等により復旧までの期間において保育に当たることができない場合	100	
特例	上記のほか、児童福祉の観点から保育の実施が特に必要であると市が認める場合	50-100	

調整指数表 (保護者)

保護者の状況		
項目		調整指数
自営協力者	就労の申請において、自営中心者ではなく自営協力者である場合	-5
複数類型	次の①から③までのいずれかに該当する場合 (基準指数との合計は、100を上限とする。) ① 就労の基準指数が90以上かつ障害の基準指数が90以上 ② 就労の基準指数が90以上かつ介護・看護の基準指数が90以上 ③ 障害の基準指数が90以上かつ介護・看護の基準指数が90以上	+2~5

調整指数表 (世帯)

世帯の状況			
項目		調整指数	
ひとり親世帯	ひとり親世帯であることを証明できる場合	+30	
生活保護世帯	生活保護を受給しており就労による自立支援につながる場合等	+10	
育休・産休	就労の申請において、申請児に係る育児休業・産前産後休業中であることを証明できる場合。ただし、育児休業・産前産後休業を取得している就労先に復帰しないことが判明した場合は、調整指数の適用を無効とし、入所及び入所が内定している場合はそれを取り消す。	+10	
特定地域型利用	市内特定地域型保育事業の最終年齢クラスを卒園し、引き続き市内の特定教育・保育施設の利用を申し込む場合(卒園後の受入れ先が確保されている場合を除く。)	+20	
他施設利用	市内特定地域型保育事業以外の保育施設の利用を申し込む場合	+10	
	認可外保育施設等を利用しており、その契約内容が証明できる場合	週5日以上契約であることが証明できる場合	+5
		週4日以上契約であることが証明できる場合	+4
		週3日以上契約であることが証明できる場合	+3
	定期利用(一時)保育の利用実績について、申請月の前月から起算して直近3か月のうち1か月分証明できる場合	月20日以上利用したことが証明できる場合	+5
		月16日以上利用したことが証明できる場合	+4
月12日以上利用したことが証明できる場合		+3	
市外認可保育施設を利用している場合		+5	

調整指数表（世帯）

世帯の状況		
項目	調整指数	
転園希望	市内特定保育施設又は特定地域型保育事業を利用して、転園を希望する場合（きょうだいが在籍する別施設への転園（単独希望）を希望する場合、きょうだいが施設の利用を同時に申請した場合、備考⑬に示す施設からの転園を希望する場合又は備考⑭に示す施設からの転園を希望する場合（4月1日入所に限る。）を除く。）	- 1 0
多胎児支援	多胎児が同時に申請する場合	+ 1
同時申請	きょうだいが施設の利用を同時に申請する場合であって、きょうだいのいずれかの申請が転園申請でないものに限る。ただし、備考⑬に示す施設からの転園申請（きょうだいの利用希望保育施設が全て同一施設である場合に限る。）又は3人以上のきょうだいが同時に申請した場合であって、転園申請以外の複数の申請がある場合における転園申請以外の申請には、この項目を適用する。	+ 1
多子支援	申請児が同一世帯の中で、入園希望月において小学生以上の児童を除いて、第2子以降の場合	+ 1
特例申請	備考⑬に示す施設を利用して、備考⑬に示す施設以外の施設に転園を希望する場合	+ 5
滞納	基準日時点において、保護者に利用希望月の属する年度以前の利用者負担額の滞納がある場合（保育課に納付について相談を行っており、計画的に納付していることを確認できる場合を除く。）	- 2 0
内定辞退	申請において、利用希望月の属する年度の内定を辞退している場合	- 1 0
育休延長	育児休業の延長を希望する申出があった場合	- 1 0 0
児童保護	虐待等により、関係機関において甚だしく保育に欠けると判断される場合	関係機関と協議して定める。

優先項目（世帯）

世帯の状況		
順位	項目	
1	きょうだいが在籍している特定保育施設又は特定地域型保育事業の利用を申請した場合。ただし、入所希望日時点できょうだいが卒園し、又は退園する予定の場合を除く。	
2	保護者が保育士又は幼稚園教諭で、保育士証の写し又は幼稚園教諭免許状の写しを提出し、次の①から③までのいずれかに該当する場合 ① 育児休業・産前産後休業を終了しその職に復帰予定の場合 ② その職としての就労内定が証明できる場合 ③ 申請児童が市内特定地域型保育事業以外の保育施設の最終年齢クラスを卒園し、引き続き市内の特定教育・保育施設の利用を申し込む場合	
3	保護者合算の前年度の市区町村民税の所得割の額が低い世帯	

備考

- (1) 入所指数の算出方法は、次のア、イ及びウの合算とする。
 - ア 保護者のそれぞれについて「保育の実施基準指数表（保護者）」のいずれかに当てはめて指数を出す。
 - イ 保護者のそれぞれについて「調整指数表（保護者）」を基に指数を出す。
 - ウ 世帯について「調整指数表（世帯）」を基に指数を出す。
- (2) 表中の基準日は4月1日入所に係る利用申請の場合は同年1月1日とし、それ以外の場合は入所予定日の属する月の前月の1日とする。ただし、年度の途中に新たに開設する施設に係る利用申請の基準日については別に定めるものとする。
- (3) 4月1日入所に係る利用申請の場合は追加資料提出期限日まで、それ以外の場合は利用申請受付期間最終日まで提出された書類等に基づき、入所指数等を算出する。ただし、年度の途中に新たに開設する施設に係る入所指数等を算出するための利用申請の書類等の提出期限については別に定めるものとする。
- (4) この表において就労時間とは、就労証明書の就労時間（固定就労の場合）又は就労時間（変則就労の場合）の月間の合計時間（休憩時間を含む。）とする。就労時間（変則就労の場合）の合計時間において週間の就労時間を記載している場合は、当該時間に4を乗じた時間数を月間の就労時間とみなす。
- (5) 就労の申請において、自営の事由である証明ができない場合の保育の実施基準指数は50とする。
- (6) 就労又は介護・看護の申請において月48時間未満の場合の保育の実施基準指数は50とする。
- (7) 自営中心者とは、経営者（事業主）であることを登記簿謄本、個人事業主の開業届出書、営業許可証等で確認できる者、経営者以外（専従者を含む。）で法人組織等に属し、経営者と同等の業務を行い、就労時間に対して妥当な給与等（勤務地において厚生労働省が定める最低賃金以上）を支給されている者又はそれに準ずる者をいう。
- (8) 自営協力者とは、自営のうち自営中心者以外の者をいう。
- (9) 認可外保育施設等とは、児童福祉法第59条の2に基づく届出を行い、各自治体のホームページによって公表されている認可外保育施設、幼保連携型認定こども園の幼稚園部分及び児童福祉法に規定する児童発達支援事業（医療型を含む。）を実施する施設をいう。施設の確認の基準日は4月1日入所に係る利用申請の場合は同年1月1日とし、それ以外の場合は入所予定日の属する月の前月の1日とする。
- (10) 育休・産休及び他施設利用に同時に該当する場合は、育休・産休の調整指数のみを適用する。
- (11) 就労内定の申請及び転園申請において、育休・産休の調整指数は適用しない。
- (12) 他施設利用の中で複数に該当する場合、指数の高い項目のみを適用する。
- (13) 調整指数表（世帯）の転園希望、同時申請及び特例申請における備考⑬の施設とは、市立くりのみ保育園及び市立さくら保育園とする。
- (14) 調整指数表（世帯）の転園希望における備考⑭の施設とは、小金井なないろ保育園とする。
- (15) この表において、「所得割の額」とは、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 保護者の前年度の市区町村民税が指定都市において課税されている場合又は年間収入申告書が提出された場合は小金井市の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- (17) 「所得割の額」が提出された書類により確認できない場合は、利用調整において他の申請者より高いものとみなす。

16 令和6年4月入所申請と令和5年度途中の入所申請を同時に行う場合

令和6年4月入所申請受付期間中にかぎり、令和6年1月入所から令和6年3月入所の申請を併せて行っていただくことが可能です。令和6年4月入所申請書類一式に併せて、令和5年度申請の「教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申請書」をご記入の上、ご提出ください。なお、令和5年度と令和6年度の「就労証明書」の様式が異なり、就労実績の記載が6か月から3か月となりますので、就労要件で申請をされる方につきましては、令和5年度の「就労証明書」の実績6か月の欄のみ記載いただいたもの（自営業を除き、勤務先が記入）を合わせて提出してください。

- ※ 就労要件で申請をいただき、令和5年度の「就労証明書」のご提出がない場合は、提出された書類のみで指数を算定いたします。
- ※ 年度途中の入所申請をご希望の場合、「教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申請書」の「利用を希望する期間」の欄に何月入所をご希望かを忘れずに記載いただきますようお願いいたします。
- ※ 令和5年12月入所申請を同時にご提出いただくことはできません。別々にご提出いただくようお願いいたします。
- ※ 電子申請で提出する場合、令和5年度の「教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申請書」は pdf や jpeg データとして添付してください。

17 特定教育・保育施設等利用不可に係る証明の再発行について

(1) 発行依頼について

保育施設等の入所申請を行った方で、再度保育施設等に入所できなかった証明書の発行を希望する場合、依頼書の提出が必要になります（例：1歳のタイミングで申し込み内定とならず、1歳半のタイミングで不可通知が必要 など）。発行を希望される場合は、市HPにある専用フォームからのご申請または、「特定教育・保育施設等利用不可に係る証明等依頼書（127ページ）」を市保育課にご提出ください。

※年度が異なる場合は年度ごとに保育施設入所申請が必要です。

(2) 発行日について

証明書は、各月1日時点の状況に基づき、当該月の前月の20日前後から発行が可能です。最短での発行を希望される場合は、発行日の属する月の前月10日までに依頼してください。

（例）5月1日時点の証明を希望する場合：4月10日までに依頼→4月20日前後に発行

それ以降のご依頼は、随時発行となり、発行までお時間をいただく場合があります。また、郵送受取をご希望の場合は、通常よりお時間を要する場合がございます。

申請専用フォーム

（右記の二次元コードを読み取ってください。）



18 申請の取り下げ・辞退

転出やその他家庭の事情等により、施設（事業者）の利用を希望しなくなった場合には、「保育施設（事業者）利用調整結果辞退・申込み取下届（125ページ）」を保育課にご提出ください。（電子申請も可能です。）

内定を辞退し、その後、再度保育施設の入所申請を行う場合、同年度内の申請には「内定辞退-10」が適用になりますのでご注意ください。



入園後について

19 転園申請について

既に市内認可保育施設に在籍している児童が、別の施設に転園を希望する場合は、改めて入所申請が必要です。

転園申請において利用可能となるまでは、引き続き在籍園へ通うことができますが、転園の内定が確定した時点で、在籍園で待機となっている方の通園が決まります。内定後は、いかなる理由があっても、転園を辞退し在籍していた施設に戻ることはできませんので、ご注意ください。

また、転園を希望する施設には、事前に見学等行っていただきますようお願いいたします。

20 家庭状況に変更があった場合

ご家庭の状況が変わった場合や支給認定の内容（保護者の方の保育の必要性の事由）に変更が生じた場合は、随時変更の手続きが必要となります。

教育保育・給付認定変更申請書兼変更届及び変更を証明する書類をご提出ください。

その他の事由や詳細については、P.14 14 申請内容の変更等についてや市ホームページをご確認ください。

21 利用開始後の継続利用の手続き

毎年度、施設（事業者）の利用要件確認のため、現況及び保育の必要性を証明する書類をご提出いただきます。期限までに提出がない場合には、継続の意思がないとみなし、利用解除（=退所）になります。提出期間・書類については、その都度保育課からご案内いたします。

22 退園する場合

現在利用している施設（事業者）を退園することが決まった場合は、原則、退所月の1か月前までに「保育施設等利用解除届（124 ページ）」を保育課へご提出ください。

23 在園していて市外へ転出する場合

(1) 転出に伴い、現在利用している施設（事業者）を利用しなくなる場合（退園）

原則、退所月の1か月前までに、保育課に「保育施設等利用解除届（124 ページ）」をご提出ください。

(2) 転出しても現在利用している施設（事業者）を継続して利用したい場合（継続通園）

原則、退所月の1か月前までに、保育課に「保育施設等利用解除届（124 ページ）」をご提出ください。

ただし、ご記入いただく際、「転出後も継続して」「口利用する」にチェックを入れてください。

転出後、転出した月中に必ず転出先自治体の保育所管部署の窓口に行ってください。転出先の住民として現在利用している施設（事業者）を申請する必要があります。

24 利用者負担額（保育料）

(1) 保育料の決定方法

保育料は、以下①及び②から算定し、決定します。月額制となります。

- ① 保育施設の認定時間（保育標準時間・保育短時間）
- ② 世帯の住民税（市区町村民税所得割額）

【控除されない税額控除】

- ・ 寄付金税額控除
- ・ 配当控除
- ・ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除
- ・ 住宅借入金等特別税額控除
- ・ 外国税額控除

保育料	4月～8月分	9月～3月分
算定元となる住民税 （市区町村民税所得割額）	令和5年度住民税 （市区町村民税所得割額） （令和4年分の収入状況）	令和6年度住民税 （市区町村民税所得割額） （令和5年分の収入状況）

※ 算定元となる住民税（市区町村民税所得割額）の年度が変わるため、4月～8月分と9月～3月分で金額が異なる場合があります。

※ 保護者が非課税世帯等で、同居の祖父母等がいる場合、同一世帯かどうかに関わらず、住民税（市区町村民税所得割額）を合算して決定します。

※ 住民税の申告をしていない場合又は住民税額がわかる書類の提出がない場合は、金額が算定できないため、最高額を納めていただくことがあります。



保育料の算出方法の詳細はHPにも載っています！
参考にしてみてくださいね！



(2) 保育料の決定通知

保育料については、保育施設入所後に郵送でお知らせします。

施設種類	支払い先
認可保育所	小金井市（当月末払い）
認定こども園・特定地域型保育事業	保育施設（施設指定日払い）

※ 入所月のほか、4月と9月の再算定時には全員に通知します。

(3) 保育料の支払い方法

《認定こども園・特定地域型保育事業の場合》

直接保育施設へのお支払いとなりますので、各保育施設へお問い合わせください。

ただし、保育料決定通知書は市から郵送します。

《認可保育所の場合》

小金井市へのお支払いとなります。

支払い方法は、口座振替をお願いしております（口座振替の登録手続きが完了するまでの保育料は、納入通知書でお支払いください）。

入所される方には、利用調整結果通知書（利用承諾通知書）とともに「小金井市保育料口座振替依頼書」（3枚複写）を郵送いたしますので、口座振替を希望される金融機関窓口にてお申込みください。

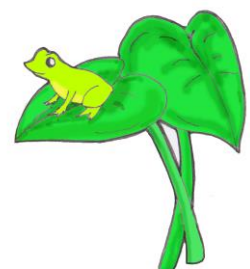
※ 「保育料」の口座振替は、小金井市所定の「小金井市保育料口座振替依頼書」でのみお申込みいただけます。入園する保育園によっては「保育料」の口座振替とは別に、園で個別に発生する費用を引き落とすため、施設から口座登録をお願いしている場合があります。それぞれに手続きが必要なため、ご注意ください。

※ 口座振替日は、毎月末となります（休日の場合は翌営業日となり、12月分は翌年1月4日）。

※ 兄弟姉妹の在園等で、すでに口座振替を利用している（していた）場合であっても、改めて口座振替をお申込みください。

※ 保育料を滞納した場合には、地方税法の例により財産調査をし、給与の差し押さえ等の滞納処分を行うことがあります。

決定通知や納入通知書などの再発行はHPから
ご依頼いただけます。



(4) 保育料の多子軽減の適用

東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業により、令和5年10月から世帯の収入状況に関わらず、在園児にきょうだいがいる世帯について、生計を一にする兄弟から数え、第2子以降の保育料は無料となりました。

(5) 保育料の変更

以下の場合、保育料が変更になることがありますので、速やかに保育課までお問い合わせください。

- ① 保護者の結婚・離婚、パートナーと生活を始める等、家族構成に変更があった場合
- ② ひとり親の方で、祖父母との同居を始めた・同居をやめた場合
- ③ 修正申告等により住民税所得割額に変更があった場合

(6) 保育料の減免

以下の場合、保育料の減額又は免除が認められることがあります。

対象となる保育料は、申請があった年度に限ります。過去の保育料の減免申請はできません。

- ① その年に30,000円以上の災害を受けたとき
- ② その年に15,000円以上の純医療費を必要としたとき
- ③ その他減免基準にあたる場合

減免申請の受付期間：申請年度の1月から2月末日まで



<保育料金額表>

3～5歳児クラスは0円。0～2歳児クラスは下表となります。

単位：円

世帯の住民税課税状況		階層区分	0～2歳児クラス（月額保育料）	
			標準時間	短時間
生活保護世帯等		A	0	0
非課税		B	0	0
均等割額のみ		C	1,500	1,400
市区町村別所得割額	15,500円未満	D1	2,600	2,500
	15,500円以上 35,100円未満	D2	4,900	4,800
	35,100円以上 57,900円未満	D3	6,700	6,500
	57,900円以上 80,700円未満	D4	8,400	8,200
	80,700円以上 103,500円未満	D5	11,300	11,100
	103,500円以上 130,100円未満	D6	14,300	14,000
	130,100円以上 156,700円未満	D7	18,800	18,400
	156,700円以上 183,300円未満	D8	23,500	23,100
	183,300円以上 209,900円未満	D9	28,300	27,800
	209,900円以上 236,500円未満	D10	33,300	32,700
	236,500円以上 263,100円未満	D11	37,700	37,000
	263,100円以上 289,700円未満	D12	42,300	41,500
	289,700円以上 316,300円未満	D13	45,700	44,900
	316,300円以上 348,000円未満	D14	50,500	49,600
	348,000円以上 379,700円未満	D15	56,200	55,200
	379,700円以上 411,400円未満	D16	60,600	59,500
	411,400円以上 443,100円未満	D17	63,000	61,900
	443,100円以上 474,800円未満	D18	65,400	64,200
	474,800円以上 518,100円未満	D19	67,200	66,000
	518,100円以上 604,700円未満	D20	68,500	67,300
	604,700円以上	D21	69,800	68,600

※ 保育料の決定方法については、P.20 ご参照ください。

※ 保育料の支払い方法については、P.21 をご参照ください。

※ お子様に兄弟姉妹がいる場合、保育料が軽減されます。P.22 をご参照ください。

※ この表（保育料）以外に、費用がかかる場合があります。P.24 をご参照ください。

25 その他の費用

(1) 保育料以外の費用

施設によっては保育料以外に、ティッシュペーパー、おむつなどの現物の持参、おむつ代や園服、教材費などの費用を別途求められることがあります。

詳細は、各施設にお問い合わせください。

(2) 延長保育料

延長保育（認定保育時間を超えての保育）の利用方法、料金等は、施設によって異なります。

延長保育料は無償化の対象にはなりません（3～5歳児クラスも延長保育料がかかります）。

《公立保育園の場合》

① 延長保育の利用方法

利用している保育園に直接お申込みください。

② 延長保育料の金額

保育料とは別に延長保育料がかかります。

延長保育区分	認定区分	開始時間	終了時間	延長保育料（月額）
A型延長保育	短時間認定者	7:00	8:30	3,500円
B型延長保育	短時間認定者	16:30	18:00	3,500円
C型延長保育	短時間認定者 標準時間認定者	18:00	19:00	2,500円

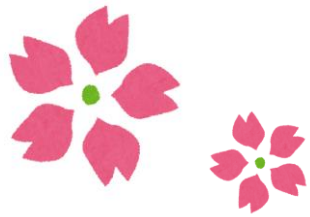
③ 延長保育料の支払い方法

保育料の支払い方法と同様となります（P.21 ご参照ください）。

保育料の口座振替で登録をいただいている場合、延長保育料の口座振替申込みは不要です（自動的に、保育料で登録されている口座からの口座振替となります）。

《私立保育園の場合》

各施設で利用方法、料金等が異なりますので、詳細は各施設にお問い合わせください。



よくある質問

<入所申請について>

質問	回答
Q1 窓口で申請してもいいですか。	A1 郵送又は電子申請のみです。 また、4 月入所の際には、第二庁舎 1 階エントランスホールに設置するポストへご提出いただくことも可能です。
Q2 見学に行かなければなりませんか。	A2 同じ認可の施設であっても、園庭の有無や、職員体制、給食の対応、保育理念や園の雰囲気など園ごとに違いがあるので、見学していただくことをおすすめしております。 また、保育施設等で配慮が必要なお子様は事前に園に相談していただきますようお願いいたします。 施設等への事前の見学や確認がなかったことにより、二次調整において利用不可と判断される等の不利益が生じた場合には、その後の対応において転園や園の変更など配慮を行うことはできませんのでご了承ください。 なお、見学については希望園に直接確認してください。
Q3 同じ園を第1希望にするのと第2希望以下にするのとでは、入りやすさは変わりますか。	A3 入りやすさは変わりません。あくまでも、世帯ごとの保育の必要性の高さ（指数・優先順位）に基づき、利用可能施設を決定します。保育の必要性の高い方から、希望の高い園の募集数に応じて、利用可能施設を決定していきますので、希望園を1園しか記載しない場合などは、保育の必要性が高くても、募集数によって利用不可となることがあります。
Q4 申請書と一緒に手紙や嘆願書などを提出すると入園が決まりやすいですか。	A4 手紙や嘆願書等、申請に必要な書類以外のものが提出された場合、申請書と一緒に受領はしますが、その内容が、保育の必要性の高さを審査する利用調整に影響を及ぼすことは一切ありません。あくまで、定められた書類に記載された内容で判断します。また個別の手紙等への回答も行いません。
Q5 第16希望より多くの施設を希望に書けますか。	A5 希望できる園数は16園までです。現状においても、下位の希望の園に利用可能となった方が辞退されるなど、他の多くの人の入所に支障が出ています。よって希望できる施設は16園とさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。 また、第13希望以降は特定地域型保育事業の施設（2歳クラスまでの施設）のみ記載できます。それ以外の施設をご記入いただいても無効となります。
Q6 希望する施設に募集枠がありません。申込できますか。	A6 募集枠がなくても申し込みすることはできます。申し込み時点で募集枠がない施設でも、退園・転園により利用調整を行う場合がございます。
Q7 早く申し込んだほうが有利になりますか。また去年から待機しているのが有利になりますか。	A7 先着順ではありません。保育の必要性が高い順にご案内します。また、待機している期間の長さにより、有利・不利になることはありません。
Q8 希望施設について第13希望から第16希望は特定地域型保育事業のみ記載できるとありますが、第1希望から第12希望までに特定地域型保育事業も記載することも可能ですか。	A8 第1希望から第12希望に特定地域型保育事業を記載することは可能です。 第1希望から第12希望には、市内全認可保育施設からご希望いただけます。第13希望から第16希望については、市内特定地域型保育事業（2歳クラスまでの施設）のみご希望ください。
Q9 派遣社員やアルバイトより正社員が優先されるのですか。	A9 就労の要件においては、正社員、契約社員、派遣社員、アルバイト等、就労先での立場の違いにより優先されることはありません。
Q10 就労証明書に押印は必要ですか。	A10 押印は不要です。就労証明書は勤務先が記入する証明書です（自営業を除く）。なお、就労先に無断で作成又は改変を行った場合は刑法上の罪に問われる場合があります。

質問	回答
Q11 きょうだい2人以上で同時に利用申請する場合の意向について、「1～3位の園なら別々でも入るけど、4位以降なら入らない」等の個別対応をしてくれますか。	A11 個別対応はできません。
Q12 令和6年4月入所について、現時点では、育休期間や雇用契約期間が年内までで、R6.1.1 時点の証明が出来ない場合はどうしたらいいですか。	A12 締切までに現時点の期間が掲載された就労証明書を提出いただき、令和6年1月10日（水）までに契約更新書類や育休取得証明書を提出してください。
Q13 令和6年4月入所について、現在手帳（障害者手帳等）を申請中なので、締切までに手帳の写しか間に合わない場合、何を提出すればよいですか。	A13 締切までに、「〇級相当、〇度相当」などが書いてある診断書の写しを提出をいただき、令和6年1月10日（水）までに手帳の写しを提出してください。
Q14 雇用契約内容が現時点から変わる予定があります。申請の際に必要な書類を教えてください。	A14 申請から利用開始日以前で雇用契約内容に変更があるのであれば、現時点の内容で利用調整をすることはできません。変更前後の内容を確認いたしますので、申請時点の雇用内容を記載した就労証明書と、変更後の雇用内容を記載した就労証明書をそれぞれご提出ください。なお、変更後の雇用内容によっては、育休・産休の調整指数は適用しません。
Q15 申請の受付締切後に申請した内容に変更が生じました。申請内容はどのような取り扱いになりますか。	A15 申請の受付締切後の変更は、原則認められません。ただし、やむを得ず申請内容に変更が生じた方については、変更後の内容を証する書類の提出をお願いします。この場合に適用している保育の実施基準指数表、育休・産休及び、保育士優先の項目において、申請後に指数が下がるような変更が判明した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となる場合があります。また、提出できない場合も同様です。
Q16 現在の勤務先を退職する予定です。申請の際に必要な書類を教えてください。	A16 ① 利用開始日（各月1日）の前日までに退職することが決まっている <ul style="list-style-type: none"> ・次の就労先が決まっている→新しい勤務先の就労証明書を提出。 ※育休を取得していても加点はされません。 ・次の就労先が決まっていない→求職活動（起業準備）申告書等を提出。 ② 利用開始日（各月1日）の前日までに退職することが決まっていない 申請時点の就労証明書を提出。 ただし、利用開始日前に退職した場合は、入園の取り消し又は無効な申請となる場合があります。詳細はQ15をご覧ください。 また、産休・育休を取得している場合の退職については、Q15、Q17をご覧ください。
Q17 育児休業・産前産後休業（育休・産休）中として申請しました。転職・退職をした場合の取り扱いについて教えてください。	A17 調整指数「育休・産休+10」を適用されている方については、次の要件を満たさないことが判明した場合、入園の取り消し又は無効な申請として取り扱います。 ① 育休・産休を取得している就労先に利用開始月の翌月初日までに復職すること。 ② 育休・産休を取得している就労先に利用開始日時点で在籍していること。
Q18 きょうだいが2人いて、下の子の育児休業中ですが、上の子のみ保育施設の利用を開始するとしても、下の子の育児休業を明けなくては行けませんか。	A18 終了していただく必要のある育児休業には、当該児童以外のものも含まれます。この場合、下の子の育児休業であっても終了していただく必要があり、育児休業を明けない場合、上の子は退所となります。 ※上の子の在園中での下の子の育児休業についてはQ29をご覧ください。
Q19 特定地域型保育事業を卒園し、連携先への進級が決定している場合でも、4月入所の申込をすることは可能ですか。	A19 連携先へ進級する申請をして、その入所が決定している場合、連携先への進級枠を確保したまま4月入所のお申し込みをすることはできません。 4月入所のお申し込みを希望する場合は、連携先への進級を辞退したうえでお申込みいただきます。

質問	回答
Q20 転入を予定して申し込み際、売買契約書又は賃貸借契約書等の写しを一次募集受付期間に提出できない場合、4月の一次募集に申し込みをすることはできませんか。	A20 一次募集の受付期間にお申込みをいただいた方に限り、売買契約書又は賃貸借契約書等の写しを令和6年1月10日(水)までにご提出いただければ、申し込みは可能です。ただし、令和6年1月10日(水)までに提出できない場合、申請は無効となります。
Q21 令和6年4月入所申請と同時に年度途中の入所申請を行うことは可能ですか。	A21 令和6年4月入所一次募集受付期間中にかぎり、令和6年1月入所から令和6年3月入所の申請を行っていただくことが可能です。詳細はP.17「16 令和6年4月入所と令和5年度途中の入所申請を同時に行う場合」をご確認ください。
Q22 育児休業の延長のために利用不可通知がほしいです。どのようにしたらもらえますか。	A22 保育施設の入所申請をされた方が、利用調整で利用不可となった場合は、初回申請月のみ利用不可通知を発行しております。それ以降、利用不可通知の発行を希望される場合は、再発行の依頼をしてください。なお、年度が異なる場合は再度申請が必要です。詳細は P.17「17 特定教育・保育施設等利用不可に係る証明の再発行について」をご確認ください。 ※利用調整の結果、内定となり内定を辞退された場合は利用不可通知の発行はできません。

<結果通知後について>

質問	回答
Q23 内定を辞退したいのですが、一度辞退したら次の申請は不利になりますか。	A23 内定を辞退し、その後、再度保育施設の入所申請を行う場合、同年度内の申請にはマイナス10点が適用となります。 ※令和6年4月の一次募集においては令和6年1月12日以降に辞退した場合、二次募集及び年度途中入所においては内定連絡後に辞退した場合マイナス10点が適用されません。 ※令和6年4月の二次募集以降における内定連絡の日には各月によって異なります。 ※内定を辞退された場合は、利用不可通知の発行はできません。 ※内定辞退の手続きについては、P.17「18 申請の取り下げ・辞退」をご確認ください。
Q24 4月の一次募集で第2希望の施設に内定しましたが、二次募集で第1希望の施設に空きが出ました。交換してもらえますか。又は、二次募集から、異動(転園)の申請を出すことはできますか。	A24 より希望の高い施設(事業者)に二次募集で空きが生じたとしても、一次募集で利用可能となった施設を変更することはできません。二次募集で空いた施設の利用を希望する場合、一次募集の利用可能施設を辞退し、再度保育の必要性を証明する書類等の提出を含め、申請をやり直す必要があります。また、再度申請をやり直した場合は、二次募集での入園は保障されません。
Q25 入園が決定した場合、育児休業はいつまでに終了すればよいですか。	A25 利用開始月の月末までに育児休業を終了する必要があります。 例) 令和6年4月入所の場合→令和6年4月30日までに終了する必要があります(5月1日時点では育児休業を取っていない状態としてください。)
Q26 入園できなかったのですが、次の選考に向けて再度申請が必要ですか。	A26 申請は年度内有効なので再度の申請は不要です。家庭の状況や保護者の方の保育の必要性の事由などに変更があった場合はお届け出が必要です。(P.14 参照) なお、翌年4月以降の入所申請を希望される場合は、改めて申請が必要となります。
Q27 順位は教えてもらえますか。現在、待機順位は何番目ですか。	A27 日々の申請状況により、保育の必要性の高さ(指数・優先順位)が変動するため、原則として待機者の順位付けを行いません。よって、待機順位をお伝えすることはできませんので、ご理解ください。
Q28 利用可能となった他の申請者の指数、所得割額を教えてください。	A28 他の申請者の情報はいかなる理由があっても開示できません。

<入園後について>

質問	回答
<p>Q29 上の子が認可保育園の在園中に下の子が生まれ、育児休業を取得した場合、上の子はいつまで在園できますか。</p>	<p>A29 上の子の在籍は、下の子が4/1時点で満1歳を迎えた初めての4月末まで可能です。その4月末までに、下の子の育児休業を明けない場合、上の子も利用解除（=退所）となりますのでご注意ください（下の子が認可に入れず、預け先がないので育児休業を明けられないという場合も同様です。）。また手続きとして、教育・保育給付認定変更申請書兼変更届（市様式）と育児休業取得証明書を保育課にご提出ください。</p> <p>ただし、4/1時点で上の子が4、5歳クラスの場合、上の子の生活環境保障のため、下の子の育児休業は終了せず、保育園に引き続き在園することが可能です。</p>
<p>Q30 施設（事業者）の利用を、長期間休んでもよいですか。</p>	<p>A30 原則として、1か月以上、施設（事業者）を利用しない場合、利用解除（=退所）していただけます。里帰り出産による休みの場合は、出産月と出産月の前後1か月のみ認めます。なお、利用者負担額（保育料）は、休みの間もお支払いいただきます。</p> <p>ただし、市から登園自粛のお願い等をした期間につきましては、特例として1か月以上、施設（事業者）を利用しない場合でも利用解除（=退所）とはなりません（今後、変更する可能性があります）。</p>
<p>Q31 転園したいのですが、転園申請をしたら現在通っている施設は退園になりますか。</p>	<p>A31 転園を希望される場合は、改めて入所申請が必要です。また、転園申請の内定が出るまでは現在通っている施設に通い続けることができます。</p> <p>なお、転園申請で内定が出た場合は、元の園には別のお子様の入園が決まりますので、内定を辞退しても在籍園へ通い続けることはできません。</p>
<p>Q32 施設を退園したいです。</p>	<p>A32 退園を希望される場合は、「保育施設等利用解除届」のご提出が必要です。退所される月の前月末までに保育課までご提出ください。</p>
<p>Q33 小金井市から転出しますが、引き続き在籍園に通い続けたいです。手続きはありますか。</p>	<p>A33 小金井市民としては退園手続き、転出先自治体の住民としての利用申請が必要です。詳しくは、P.19 23 在園していて市外へ転出する場合をご覧ください。</p>



その他



26 土曜日の保育

土曜日は保育園の職員体制も少ない人数で開所していますので、保護者のどちらかが仕事等がお休みの場合は、ご家庭での保育にご協力いただけますようお願いいたします。また、土曜保育の実施状況や保育時間については、各施設（事業者）で異なりますので、必ず事前にご確認ください。

27 生活保護世帯の場合

生活保護世帯で医療扶助を受けられている場合、保育施設等の利用を開始されたら、保育中のお子様の怪我等の対応について、園とご相談ください。

28 福祉オンブズマン制度

(1) 福祉オンブズマン制度とは

福祉オンブズマン制度は、市長から権限を与えられた2人のオンブズマンが、第三者的機関として、福祉サービス全般に関する利用者からの苦情を公正かつ中立な立場で調査し、解決にあたる制度です。

(2) どんなときに利用するのか

市が実施または関与する福祉サービス全般について、内容等が納得できない、直接苦情を言いにくいなどの場合に、苦情等の申し立てや相談をすることができます。

(3) 苦情等を申し立てた後はどうなるのか

福祉オンブズマンが苦情を受けると、市や関係者から事情を聞くなど、調査、審査等を行います。この結果、苦情等に理由があると認められるときは、市長に対して、サービスの見直しを勧告したり、制度を改めるよう意見表明します。市の機関は、福祉オンブズマンからの勧告や意見表明があった場合には、これを尊重して、これらに対する是正などの措置について福祉オンブズマンに報告しなければなりません。

(4) 申し立ての手続きについて

下記問合せ先に直接ご相談ください。

(5) 福祉オンブズマン

藤崎 太郎（弁護士）、三浦 希美（弁護士）

※ 藤崎委員の「崎」の字は、正しくは「たつさき」です。

(6) 問合せ先

小金井市福祉サービス苦情調整委員事務局（小金井市役所第二庁舎8階）

電話・FAX 042-383-1225

子どもオンブズパーソン（子どもの権利救済機関）

小金井市子どもオンブズパーソンは、「小金井市子どもの権利に関する条例」に基づいて設置された独立性のある子どものための相談・救済機関です。

子どもの気持ちを尊重し、子どもとともに一番良い方法を考えていくことを通じて、子ども自身が「もう大丈夫」と思えるようになること、自ら課題を解決できるようになることを大切にしながら相談者や関係者と向き合います。

相談・支援で解決しない場合は、子どもの最善の利益を第一に考慮し、救済の申し立て等により関係機関等に対し調査、調整を行ったり、協力や改善を求めたりすることができます。

あわせて子ども権利に関する普及啓発を行うことなどを通じて、子どもの権利を実現する文化及び社会づくりを目指します。



こちらも
ご覧ください

相談してね!

会って・電話で
フリーダイヤル（子ども専用）
0120-770-977
大人用 **042-388-4370**
《相談できる曜日・時間》（水曜、日曜、祝日、年末年始はお休み）
月・火・水・金 午後1時～午後7時
土 午前10時～午後4時

メールで
オンライン入力フォームから
相談できるよ

手紙で
いつでも
〒184-0012
あてさき 小金井市中町3-9-10 Costa4階
子どもオンブズパーソンあて

どんなことでもいいよ ひみつ 秘密を守るよ かね お金はかからないよ

29 認可外保育施設を利用する方への給付金額（施設等利用給付）について

3歳児から5歳児及び非課税世帯の0歳児から2歳児は利用開始前に認定を受けておく必要があります。

詳細は保育課へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

（右記の二次元コードを読み取ってください。）



● 施設等利用給付額

クラス年齢		多子区分※1	2号・3号認定者 無償化上限額 (a)	上乗せ給付額 (b)	施設等利用給付上限額 ※2、3 左記(a)+(b)
0～2歳	課税世帯	第1子	-	40,000	40,000
		第2子以降	-	67,000	67,000
	非課税世帯	第1子	42,000	25,000	67,000
		第2子以降			
3～5歳	第1子	37,000	20,000	57,000	
	第2子以降				

※1 多子区分の算定基準は、世帯の子の最年長者から数える。

※2 月額上限給付単価

※3 実際に支払う保育料と給付額を比較していずれか低い額が上限額となります。

● 上乗せ給付要件

- (1) 各月の初日に市内に住民登録があり、在住している子ども
- (2) 保護者の労働又は疾病等の理由によりその児童の保育を必要としており、次のいずれかの施設を利用する。
 - ① 認証保育所・・・毎月初日に在籍し、月120時間以上の利用契約を結んでいる。
 - ② 市内家庭福祉員
 - ③ こどもの家保育園・・・月15日以上預けている。
 - ④ 上記のほか、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている認可外保育施設
毎月初日に在籍し、月120時間以上の利用契約を結んでいる。

※指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている認可外保育施設は、市へお問い合わせいただくか、東京都のホームページに掲載されている認可外保育施設一覧をご確認ください。

● 交付時期（予定）

利用月	請求書提出期間	支払時期
4月～9月	9月中旬～10月中旬	11月頃
10月～3月	3月中旬～4月中旬	5月頃

30 今後の公立保育園の運営について

市では、市内公立保育園の今後の運営について、「新たな保育業務の総合的な見直し方針（令和4年5月）」を策定しました。本方針に基づき、くりのみ保育園及びさくら保育園は、令和5年4月から0歳児クラスの定員を0人とし、その後段階的に定員を縮小し、令和9年度末（令和10年3月31日）をもって段階的縮小を完了（廃園）することとなりました。また、わかたけ保育園においては、今後の社会情勢や、前述の2園の段階的縮小の状況及び市内保育ニーズの状況等を踏まえつつ、今後決定していきます。

詳細な内容は、市ホームページをご覧ください。

（右記の二次元コードを読み取ってください。）



なお、現在の状況から変更等が生じた場合は、随時、市ホームページ等でお知らせしてまいります。

31 年度保育施設等利用申請に係る申請・決定状況について ※市ホームページに掲載しています。



(1) 令和5年4月保育施設等利用申請（一次募集） 申請状況 指数・優先項目について

令和5年1月26日時点

		0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳	
総申請数		238人		335人		74人		60人		17人		10人	
募集数		319人		296人		81人		100人		86人		122人	
うち内定数		214人		277人		58人		45人		11人		6人	
内定率(%)		89.9%		82.7%		78.4%		75.0%		64.7%		60.0%	
指数	該当申請数	全体に占める割合(%)	該当申請数	全体に占める割合(%)	該当申請数	全体に占める割合(%)	該当申請数	全体に占める割合(%)	該当申請数	全体に占める割合(%)	該当申請数	全体に占める割合(%)	
221～	3人	1.3%	3人	0.9%	0人	0.0%	2人	3.3%	0人	0.0%	0人	0.0%	
220	0人	0.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	18人	30.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	
213～219	2人	0.8%	4人	1.2%	0人	0.0%	2人	3.3%	0人	0.0%	0人	0.0%	
212	15人	6.3%	19人	5.7%	1人	1.4%	1人	1.7%	0人	0.0%	0人	0.0%	
211	52人	21.8%	76人	22.7%	2人	2.7%	3人	5.0%	0人	0.0%	0人	0.0%	
210	110人	46.2%	165人	49.3%	14人	18.9%	1人	1.7%	0人	0.0%	1人	10.0%	
206～209	2人	0.8%	7人	2.1%	4人	5.4%	5人	8.3%	2人	11.8%	4人	40.0%	
205	2人	0.8%	3人	0.9%	9人	12.2%	7人	11.7%	3人	17.6%	1人	10.0%	
202～204	5人	2.1%	3人	0.9%	3人	4.1%	1人	1.7%	3人	17.6%	0人	0.0%	
201	4人	1.7%	14人	4.2%	13人	17.6%	2人	3.3%	1人	5.9%	1人	10.0%	
200	3人	1.3%	4人	1.2%	1人	1.4%	5人	8.3%	3人	17.6%	1人	10.0%	
190～199	7人	2.9%	15人	4.5%	8人	10.8%	4人	6.7%	2人	11.8%	1人	10.0%	
150～189	24人	10.1%	12人	3.6%	16人	21.6%	7人	11.7%	3人	17.6%	1人	10.0%	
～149	9人	3.8%	10人	3.0%	3人	4.1%	2人	3.3%	0人	0.0%	0人	0.0%	
	該当申請数	全体に占める割合(%)	該当申請数	全体に占める割合(%)	該当申請数	全体に占める割合(%)	該当申請数	全体に占める割合(%)	該当申請数	全体に占める割合(%)	該当申請数	全体に占める割合(%)	
優先項目1	59人	24.8%	103人	30.7%	9人	12.2%	5人	8.3%	1人	5.9%	0人	0.0%	

※ 特別支援保育希望は含んでいません。

